

◎新潟県告示第392号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）第4条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成26年3月新潟県告示第506号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）	機 械 器 具	貸付料の額（1時間につき）
(略)		(略)	
(147) 薄膜硬度計	(略)	(147) 薄膜硬度計	(略)
(148) 3Dスキャニングシステム	1,420円		
(略)		(略)	